

令和4年度  
協同農業普及事業外部評価実施報告書

令和5年2月

香川県農政水産部農業経営課

## 目 次

1	はじめに	1
2	外部評価の概要	1
3	評価委員会の開催	2
4	評価結果	2
5	終わりに	2

### [協同農業普及事業外部評価調書]

普及指導活動課題2 県産農産物の安定供給

評価対象課題

- (1) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展  
(西讃農業改良普及センター) ..... 3
- (2) オリーブ産業の振興  
(小豆農業改良普及センター) ..... 5
- (3) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展  
(中讃農業改良普及センター) ..... 7
- (4) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展  
(東讃農業改良普及センター) ..... 9

[参考]	協同農業普及事業外部評価実施要領	11
------	------------------	----

## 1 はじめに

行財政改革が推進される中で、情報公開により透明性を確保しつつ、効率的・効果的な事業の実施を図っていくことが求められている。

本県では「協同農業普及事業の実施に関する方針」に示したとおり、従来から実施してきた組織内部の活動の点検や評価以外に、外部評価制度を平成17年度から本格導入し、幅広い視点から普及事業に関して客観的な評価を得るとともに、その評価結果を普及事業へ反映することに努めている。

本年度は次のとおり協同農業普及事業外部評価委員会(以下「評価委員会」という。)を開催し、そこで審議された結果を報告書として取りまとめた。

## 2 外部評価の概要

### 1) 評価委員会の設置

外部評価を行う機関として、香川県農業技術総合推進検討会の内部組織である評価委員会を設けた。

役 職	氏名 (敬称略)	所 属 ・ 職 名
委員長	秋 光 和 也	国立大学法人香川大学農学部 学部長
委 員	六 車 孝 雄	香川県農業経営者協議会 会長
	大 西 千 明	認定農業者、農業士
	竹 内 一 之	I F K 会長
	田 村 照 栄	東かがわ市農業委員会 会長
	嶋 貫 伸 二	株式会社日本政策金融公庫高松支店農林水産事業 事業統轄
	野 田 法 子	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会 会長
	谷 本 小百合	株式会社高松リビング新聞社 編集長
	久保田 英 俊	久保田税理士事務所 所長 (税理士)

### 2) 評価対象課題の選定

本年度は普及指導計画、5か年計画(R3~R7年度)の2年度である。

評価対象課題の選定については、昨年度に引き続き普及指導活動課題2の「県産農産物の安定供給」を評価対象課題とした。本年度は、「ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展」「オリーブの生産振興」「魅力ある高品質な花の生産振興と花き産地の持続的発展」「魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展」を対象課題とし、各農業改良普及センターが説明する課題について、委員の意見を踏まえて、4課題を決定した。

- (1) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展 (東讃農業改良普及センター)
- (2) オリーブ産業の振興 (小豆農業改良普及センター)
- (3) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展 (中讃農業改良普及センター)
- (4) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展 (西讃農業改良普及センター)

### 3) 評価項目および評価の観点

課題ごとに次の5項目を評価した。

#### (1) 緊急性・必要性

[観 点] 一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。

#### (2) 普及計画の妥当性

[観 点] 支援対象の選定は妥当であるか。当初作成した計画は妥当であるか。

#### (3) 進捗状況・活動目標に対する達成度

[観 点] 当初計画のとおり進んでいるか。

(4) 普及指導活動による成果の波及効果

[観 点] 当初の見込みどおりの成果が得られそうか。または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。

(5) 普及活動体制等の妥当性

[観 点] 農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。  
農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。

4) 評価方法

委員は、3) の評価項目について5段階の点数評価を行うとともに、評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。

評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、評価委員会の総合評価を決定する。

委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。

(1) より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス

(2) 参考となる意見

5) 評価結果の活用

事務局は、評価対象機関の改善実施状況についてフォローアップに努める。

評価対象機関は、評価委員会の指摘等を受けて考え方を整理し、普及指導活動や次年度の計画策定に反映させることに努める。

3 評価委員会の開催

1) 評価委員会(第1回)

(1) 日時・場所 令和4年9月9日(金) 香川国際交流会館3階 第4～6会議室

(2) 出席委員 秋光委員長、六車委員、大西委員、竹内委員、田村委員、嶋貫委員、野田委員、谷本委員

(3) 議題 「評価対象課題についての説明」

2) 評価委員会(第2回)

(1) 日時・場所 令和4年10月13日(木) 農業試験場第1、2会議室

(2) 出席委員 秋光委員長、六車委員、竹内委員、田村委員、嶋貫委員、谷本委員

(3) 議題 「評価対象課題の総合評価」

4 評価結果

「協同農業普及事業外部評価調書」参照

5 終わりに

各委員の方々には御多忙の中、時間を割いていただき、極めて有益な御提言、御意見をいただいたことを深謝申し上げます。評価結果をもとに、普及指導活動の改善を図ってまいります。

## 外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名	西讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	3人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項] 産地間競争の激化や消費者ニーズの多様化等に対応するため、収益性の高い優良品種・系統の生産拡大を図るとともに、品目ごとの特性に応じた重点的な栽培指導や販売戦略により、一層のブランド化を推進していく必要がある。そこで、①優良品種・系統への新植・改植支援、②高品質安定生産技術の普及と経営改善支援に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）] 県オリジナル品種をはじめとする強みのある優良品種・系統について、地域や品種特性に応じた栽培技術の推進等により、一層の高品質化と生産拡大を図る。実需者ニーズに即した規格・出荷形態等を検討し、ブランド力の強化につながる商品づくり等に努めて需要拡大を図る。</p> <p>○改植面積（県オリジナル品種）（14.5ha→18.0ha R3実績 15.2ha） ○さぬき讃フルーツ出荷量（450t→490t R3実績 488.1t）</p>		

総合評価	評価基準	A
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p>	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ選定と課題推進は明確で妥当である。さらなるブランド力の強化に向けて、香川県の特長の一つである品種改良・育種を、時間をかけて進めて頂きたい。</li> <li>・生産側だけでなく、消費者と共に(体験等で)栽培推進することでブランド化につながるのではないかと。</li> <li>・ナシのジョイント栽培は、国内他産地でも取り組まれていることと思う。今後の普及推進へ指導力発揮を期待している。国内でのシェア拡大は否定しないが、産地間連携して輸出を増やすような取り組みを求める。</li> <li>・ブランド農産物の生産は、品質、地域への適応（気候、土壌）に留まらず、供給量を踏まえた売り先（県内向け、都市部向け、輸出）の設定などを、消費者への価格設定を含めた理解促進を行いながら、丁寧に進めることが重要ではないかと。</li> </ul>	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も高品質安定生産技術、若い担い手の育成に期待している。</li> <li>・ナシのジョイント栽培が定着化することにより、果実品質の高位平準化に留まらず、さらに高品質の新種が開発できないかと。</li> <li>・目標達成が見込まれるなど順調であり、計画どおり進むことを期待している。</li> </ul>	
評価対象機関の考え方	<p>（令和4年12月9日回答 西讃農業改良普及センター）</p> <p>○ブランド農産物の生産について 今後も、JA香川県などの関係機関や産地のリーダーと連携して、県が開発したオリジナル品種など収益性の高い優良品種や系統への改植を進め、農業経営の安定化を図ってまいりたい。</p> <p>「さぬき讃フルーツ」は、糖度などの品質の基準があることから、講習会や個別指導により品質の高位平準化を図るとともに、ジョイント栽培の普及により、早期成園化や省力化を推進してまいりたい。</p>	

○消費者への理解促進について

消費者との交流や農業への理解を深めるため、引き続き、収穫体験や食育活動を支援するほか、農業生産流通課や観音寺市、三豊市とも連携して、積極的に産地のPR活動を行ってまいりたい。また、多様化する消費者ニーズに的確に応えるため、消費者の声を反映した商材づくりを支援してまいりたい。

○輸出への取組みについて

管内では果樹での輸出の取組みはないが、農業者の状況に応じた新たな市場開拓の取組みを支援してまいりたい。

(総括)

引き続き、関係機関と連携して魅力ある果樹の生産振興と果樹産地の持続的な発展に努めてまいりたい。

## 外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

整理番号	小豆農業改良普及センター		
普及指導課題名	オリーブ産業の振興		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	2人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項] 管内のオリーブ栽培面積は約144haで、これから成園となる園地も多く、密植・高木化となって病害虫による減収や作業性の悪化等の影響が大きくなっている。そこで、高品質安定生産に向けて、大規模経営者から技術的に未熟な新規生産者等に対する技術習得支援に取り組むとともに新品種の新植・改植を推進する。については、①生産拡大支援、②高品質安定生産技術の確立・普及、③GAPの普及・啓発活動、④環境にやさしい農業の推進 に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）] 作業の効率化と連年安定生産の達成により、産地を牽引する高度な経営体を目指す大規模経営者等の経営安定や、新規生産者等の早期の定着による人材育成を行う。 ○オリーブの生産量（420t→500t R3実績 422t）</p>		

総合評価	評価基準		A
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない</p>		
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高いレベルからの目標設定であるが、意識が高く、チームがまとまりが良く感じられる。より高いところを目指すために、地域性の高いこの地に合った品種、栽培法の開発をお願いしたい。</li> <li>・小豆地域での面積拡大については限界がある。現在の技術を県内全域で普及させるような取り組みがあれば良いと感じた。</li> <li>・収穫作業の効率化、安全性向上、収量・品質の確保の為に低樹高化が必要であり、対象園地を拡大すべきである。また、コストをかけず果実残渣を含め、枝、葉を有効活用することが必要である。</li> </ul>		
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリーブ飼料、オリーブ堆肥などは運搬コストがかかると思うが、どのような方法で運んでいるか。また、小豆島だけの生産で飼料、堆肥は十分に確保できるのか。</li> <li>・オリーブ産業は、健康増進にもつながる夢のある事業と考える。高品質化を目指すべきだが、一方で消費の裾野を広げるために、もう少し安価な消費が増えることが望ましいと考える。そのためには、生産性の向上と低コスト化(省力化)が欠かせないので、品種や技術開発、普及センターでの指導、リーダーシップに大いに期待している。副産物の処理は悩ましい課題だが、海外事例など教えて頂きたい。</li> <li>・オリーブ産業は香川らしい農業の代表の一つであり、オリーブ畜産などその他の分野への関連性も高いので、ぜひともがんばっていただきたい。</li> <li>・オリーブは香川の大きなブランド商品になる。また、オリーブは生産から販売まで地域で一体化した産業であるため、産地の特徴（高齢化、新規参入者など多様な担い手）を踏まえた細かな指導・育成を期待する。</li> </ul>		
評価対象機関の考え方	<p>(令和4年12月16日回答 小豆農業改良普及センター)</p> <p>○高品質安定生産について 生産技術の高位平準化と気象条件に応じた適正管理の徹底を図るため、引き続き講習会等により技術支援を行っていく。また、県オリジナル品種については、試験研究機関と連携し、最新の知見や栽培技術を研修会やモデル園の活用により普及してまいりたい。</p> <p>○県内全域への普及について 県の研究・行政・普及担当者が参画するオリーブ担当者会を通じて、情報共有を図って</p>		

いるところであり、小豆普及センター等が作成した「栽培のしおり」についても、他の普及センターが活用できるよう内容を共有化し、県全体として取り組んでいる。

○低樹高化について

省力化を目的とした低樹高化は、果実品質が向上するとともに農作業の安全にもつながることから、引き続き、せんだい講習会等を通じて普及し、取り組み園地の拡大に努めたい。

○果実残渣等の活用について

果実残渣等の活用については、比較的取組みやすい堆肥化を検討している。せんだい時に発生する枝葉とともに堆肥化し、自作地等に還元するなど、小豆島らしい循環型農業を検討中である。なお、海外では、バイオマス燃料に精製している事例もあるとの知見を得ているが、導入は困難と考える。

○消費拡大について

九州など全国でオリーブの生産が拡大しており、今後、価格競争が起こることが想定される。当地域は、農地等の生産基盤で圧倒的に不利であることから、産地の維持発展のためには、より一層の省力化等に取り組むとともに、現在のブランドの維持が不可欠と考える。

(総括)

今後とも、町・JAなど関係機関と連携して、担い手の確保・育成や優良園地の拡大支援、高品質果実の安定生産技術や省力化栽培技術の確立・普及を図るとともに、副産物の再利用に向けた取り組み支援により、オリーブ産業の振興と小豆島らしい循環型農業の実現に向け、活動してまいりたい。

## 外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

整理番号	中讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	3人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]                      中讃管内における花き生産は、生産者の高齢化、消費の減少、輸入花きの増加を背景に販売額が伸び悩み、生産コストの上昇による所得率の低下によって経営が圧迫されており、面積も減少傾向である。                      そのため、安定した花き経営の確立に向け、付加価値の高い花き生産の振興と安定生産技術の普及が求められている。                      そこで、産地の持続的発展に向けた生産基盤の強化や高品質・安定生産の推進に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）]                      消費者ニーズに対応した県オリジナル品種、県産ブランド花きの生産拡大や新品目・新品種の導入、ICTや低コスト生産技術の導入推進、肥培管理の改善や効率的な病害虫防除などにより、花き経営の安定と産地の基盤強化が図られる。</p> <p style="text-align: center;">○県オリジナル品種の作付面積（25.0a→35.0a R3実績 28.2a）</p>		

総合評価	評価基準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東讃地域など県内の他産地と連携して、物流の効率化、資材購入の低コスト化などに取り組まれ、持続的に普及推進が図られることを期待している。</li> <li>・生産コストの上昇、販売額の伸び悩みによる所得の低下により、経営が圧迫され、面積減少傾向が見られる。高級花き生産だけではなく、花を飾る時に必要なグリーン物等の栽培を検討してみる必要がある。（生産コストの低減、改植の延長が可能では）</li> <li>・県オリジナル品種の栽培面積が増加し、持続的な経営につながることを期待している。</li> </ul>	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期待の高い分野でご苦労も多いと思うが、カーネーションの成功例もあるので、是非一段と高い飛躍を期待したい。</li> <li>・花き栽培は、魅力ある分野であると考え。しかし、ランキユラスは新規に施設栽培に取り組む場合、初期投資などのリスクがあるのではないか。</li> <li>・魅力のある高品質な花きの生産について努力されている。                      担い手育成とともに、産業育成の一手段として、子供や若者、女性に対する「花育」による理解促進を進めることが、結果的に次世代の担い手の確保につながるものと考え。</li> </ul>	
評価対象機関の考え方	<p>（令和4年12月8日回答 中讃農業改良普及センター）</p> <p>○ランキユラスの新規栽培者の掘り起こしについて                      ランキユラスは、キクやカーネーションに比べて栽培管理が比較的容易であり、かつ低コスト生産が可能である。                      施設や促成栽培では予冷庫が必要となることから、普及活動における新規栽培者の掘り起こしは、まず、予冷庫や空きハウスを保有している生産者を中心に、現地指導や経営相談の中で提案した結果、キクやカーネーションの生産者がランキユラスを導入する事例や、米麦やヒマワリの栽培と作業が競合しない品目としてランキユラスを選択し複合経営を行うこととなった事例が見られるなど、成果を得ることができた。                      今後ともランキユラスについては、重点推進品目として新規栽培者の掘り起こしを進めてまいりたい。</p>	

○低コスト栽培が可能な新規品目の検討について

栽培面積や生産者数が減少傾向にある品目が多い中、ラナンキュラスをはじめとする県オリジナル品種は、その品質や作りやすさも相まって、栽培面積は年々増加しているところである。

一方で、露地栽培の仙人掌やマメ科つる性植物など、メインの品目ではない添え花類や葉物類の栽培を中心に経営を行う生産者もいる。

今後は、実需者ニーズに合った新規商材について情報収集を行い、低コスト生産が可能な新規品目の探索にも努めてまいりたい。

○物流の効率化や資材購入の低コスト化について

関係機関との情報交換等を行い、農業経営の経費節減につながるよう技術支援等を行ってまいりたい。

(総括)

魅力ある高品質な花きの生産振興と産地の持続的な発展を目指し、生産者個々の経営状況や栽培面における課題解決に向けて重点的に支援することにより、将来を担う生産者の確保・育成と生産基盤の強化、高品質・安定生産技術の推進を図ってまいりたい。

## 外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

整理番号	東讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	3人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>管内の畜産農家は、高齢化や担い手不足により年々減少しているが、残った経営体は、規模拡大や6次産業化などにより基盤強化に努めている。</p> <p>こうした中、今後安全・安心で高品質な畜産物を生産するとともに、畜産農家と耕種農家が連携した資源循環型農業を推進し経営の存続・発展を図る必要がある。</p> <p>そこで、①飼養衛生管理の徹底による安全・安心な畜産物の安定供給、②オリーブ畜産物の高品質化を図るための飼養管理技術の向上支援、③高収益型畜産体制構築のための支援、④飼料自給率向上及び耕畜連携の促進支援に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）]</p> <p>品質や安全性を高め、消費者のニーズを捉えた魅力的な畜産物の生産を通じて消費の拡大と畜産経営の安定化を図る。また、耕畜連携など地域との関わりを通じて持続可能な畜産経営の確立を目指す。</p> <p style="text-align: center;">○繁殖牛飼育頭数（720頭→800頭 R3実績 696頭）</p>		

総合評価	評価基準	A
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p>	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼料高騰対策として、飼料用米 SGS、飼料用作物の活用など、耕作放棄地を減らす対策に活用できないか。</li> <li>・ 食糧自給率向上、畜産物の安定供給のために欠かせない取組みであり、成果を期待している。交付金頼みという点があるのは理解できるが、取組事例②の目標が少なすぎではないか。もっと意欲的、野心的な目標を望む。WCSの品質向上が課題であると聞いているが、今後話し合いを進め、畜産農家が使いたくなる飼料生産の増加や子実コーン生産への取組に期待する。</li> <li>・ 飼料価格の高騰による生産費上昇が経営を圧迫している状況が続いているが、特に香川の畜産においては、輸入粗飼料依存率の割合が高すぎるのではないかと。遊休農地解消の為に耕畜連携により、WCS用稲以外に飼料作物（トウモロコシ・ソルガム等）の作付を支援するなど事業制度の構築が必要である。</li> <li>・ 初期投資額の大きい畜産業は、新規での開始が難しいため、現有の担い手の規模拡大に注力してほしい。</li> </ul>	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニーズ把握と課題設定は明確でかつ効果的と感じた。引き続き、高品質な畜産物の供給につなげて頂きたい。</li> <li>・ 耕畜連携は非常に大切。連携をさらに進め、将来水田活用交付金に頼らない飼料の作付ができるようになれば良いのでは。</li> <li>・ ICT技術の導入や各種支援が充実していると考えます。</li> <li>・ 「オリーブ牛」は、消費者段階では知名度は高いものの、供給量や価格（やや高い）の関係で、県内でなかなか入手できない状況と聞いている。今後、畜産業の体質強化を図りながら、引き続き高品質な畜産物の安定供給を図ってほしい。</li> </ul>	
評価対象機関の考え方	<p>（令和4年12月15日回答 東讃農業改良普及センター）</p> <p>○飼料作物の生産拡大と耕作放棄地対策について</p> <p>近年の急激な輸入飼料価格の高騰に対応するため耕畜連携を一層推進することとし、本年度から新たに畜産経営担当と集落営農・農産経営担当が連携して、乳用・肉用牛の経営体が必要とする飼料作物の種類や量、品質などを把握するとともに、耕種農家とマッチングする取り組みを開始したところである。この取り組みを通じて、畜産経営体のニーズに対応した飼料作物が地域で安定的に生産できる体制を構築するとともに、農地の有効活用や遊休農地の解消、耕作放棄地の減少にもつながるよう努めてまいりたい。</p>	

○担い手の規模拡大について

乳用・肉用牛の経営体が経営規模を拡大するにあたり、作業時間の増加や事故牛の増加、繁殖成績の低下などが課題となっていることから、補助事業や制度資金を活用したスマート技術の導入・活用を支援してまいりたい。

(総括)

こうした取組みを通じて、畜産経営体の高収益型生産体制への転換を推進し、管内畜産業の持続的な発展を図ってまいりたい。

なお、外部評価委員会(第1回)でプレゼンテーションを行った取組事例②の目標値については、飼料生産に要するコストの低減や適期収穫による品質の向上を主な目的としたものであり、まずは新たに設立されたコントラクターが活動を開始し、地域に定着できるよう支援することが重要であると考えている。

# 協同農業普及事業外部評価実施要領

平成17年9月1日	17農経第30887号	農業経営課長
一部改正	平成23年8月3日	23農経第23845号
一部改正	平成28年7月26日	28農経第38882号
一部改正	令和2年8月26日	2農経第43322号
一部改正	令和3年8月31日	3農経第35941号
一部改正	令和4年8月30日	4農経第244677号

## 第1 目的

農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）および農業経営課が実施する普及指導活動について、外部の専門家等による適切な評価（以下「外部評価」という。）を行うことにより、限られた予算、人材、設備等の資源を有効に活用しながら、県内農業生産現場が抱える課題について迅速に対応していくとともに、協同農業普及事業の根幹をなす普及指導活動の活性化を図ることを目的とする。

## 第2 外部評価制度の概要

### （1）外部評価対象の課題選定

1）「協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づいて設定した普及指導活動の基本的課題に沿って、各普及センター及び農業経営課が策定した普及指導計画（農業革新支援専門員活動計画）に定めている普及指導活動課題一覧の中から、評価する課題を選定する。

2）選定は、第4に規定する評価委員会の事務局が、各普及センター、評価委員会と協議して行う。（1）、2）の具体的な方法は第6に記載）

### （2）外部評価の項目

外部評価の項目は、普及指導活動に共通する部分の中から定める。

### （3）外部評価の種類

普及指導活動はP D C Aサイクル（計画→実施→点検および是正→見直し）を繰り返しながら、継続的な改善を行っており、その中には事前評価、事後評価、追跡評価の要素を含んでいるので、外部評価の種類分けはしない。

## 第3 対象機関

- （1）東讃農業改良普及センター
- （2）小豆農業改良普及センター
- （3）中讃農業改良普及センター
- （4）西讃農業改良普及センター
- （5）農業経営課

#### 第4 評価委員会の設置

- (1) 協同農業普及事業の外部評価を行う機関として、「香川県農業技術総合推進検討会」（以下「推進検討会」という。）の内部組織である「協同農業普及事業外部評価委員会」（以下「評価委員会」という。）をあてる。
- (2) 評価委員会は、第2の(1)で選定した課題に関する評価対象機関の取組みを評価する。
- (3) 評価委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、農業経営課に設置する。

#### 第5 委員の選任

- (1) 評価委員会の委員については、推進検討会の会長が指名する。
- (2) 委員がその職務を遂行できなくなった時は、事務局は会長と協議して後任を選定する。
- (3) 委員は、評価を行うにあたっては、公正な立場から総合的な判断を行うとともに協同農業普及事業がより良いものとなるよう適切な助言を与えるよう努めるものとする。
- (4) 委員は、協同農業普及事業に係る個人情報など、外部評価を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

#### 第6 評価対象とする課題の選定方法

- (1) 事務局は、普及指導課題一覧（様式1）を作成し、普及センターと協議の上で、各年度の評価対象とする課題および対象機関を選定し、評価委員会の承認を得て決定する。  
この際、評価対象機関の間に職員数の差があるので、課題の選定にあたっては職員数に留意する。
- (2) 限られた時間内で外部評価を行う必要があることから、評価に適した単位で行う。ただし、概ね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう計画的に評価対象を選定する。

## 第7 外部評価の観点

外部評価の項目	外部評価の観点	総合評価
緊急性・必要性	●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	●計画のとおり実施するのが適當 ●計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適當 ●実施する必要はない
普及計画の妥当性	●支援対象の選定は妥当であるか。 ●当初作成した計画は妥当であるか。	
進捗状況・活動目標に対する達成度	●当初計画のとおり進んでいるか。	
普及指導活動による成果の波及効果	●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	
普及活動体制等の妥当性	●農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。	

## 第8 外部評価方法および総合評価

- (1) 1) 委員は、外部評価対象の普及指導課題について、第7で定めた外部評価の項目に沿って、外部評価調書Ⅰ（様式2）を用い、5段階の点数評価を行うとともに、意見を評価委員会に提出する。
- 2) 評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、外部評価調書Ⅰ（様式2）を用い、評価委員会の総合評価を決定する。
- 3) 点数評価は、評価対象の総合評価を決定する唯一の基準とはしない。
- 4) 2) の評価委員会の総合評価は外部評価調書Ⅱ（様式3）に掲げる総合評価の選択肢の中から、いずれか一つを選択して決定する。
- 5) 各委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。
- ①より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
- ②参考となる意見
- 6) 5) の意見に対し、送付された日から1か月以内に評価対象機関の考え方を外部評価調書Ⅱ（様式3）により回答する。
- (2) 外部評価調書の取りまとめは、事務局が行う。

## 第9 評価委員会の開催

- (1) 評価委員会は、毎年度、2日間程度開催する。
- (2) 第1日目は、評価対象機関によるプレゼンテーションを行う。
- (3) 第2日目は、第8に基づき評価を行う。
- (4) 評価委員会は、外部評価対象の課題数によっては、(2)および(3)に掲げる外部評価作業を1日で実施することができる。

## 第10 外部評価に関する関係書類の作成

評価対象機関は、普及指導計画・自己評価（様式4）を作成し評価委員会第1日目の10日前までに事務局へ提出する。事務局は各委員へ收受した書類を送付する。

## 第11 外部評価時期

評価対象機関および事務局は、外部評価結果を翌年度の普及指導計画の策定や普及指導活動に反映するため、第9から第11までに掲げる事務を、普及指導計画策定期間までに終えなければならない。

## 第12 外部評価結果の公表

外部評価結果については、県民に分かりやすい形で取りまとめ、外部評価結果の概要などを県のホームページへの掲載や普及センターおよび農業経営課での閲覧などにより広く公表する。（個人情報に該当するものは除く。）

## 第13 制度の見直し

毎年度、外部評価制度の点検を行うとともに、委員会で出された意見を参考として、必要な改善を加えていく。

## 第14 その他

- (1) 普及センターおよび農業経営課は、外部評価結果をできる限り尊重し、以後の普及指導活動に適切に反映させ、より効率的・効果的な普及指導の体制及び活動を行うよう努めなければならない。
- (2) 農業経営課は、外部評価の実施にあたり、評価対象機関の関係職員に過重な負担とならないよう、また本来の普及指導活動業務に支障が出ないよう、十分配慮しなければならない。

### 附則

この要領は、平成17年 9月 1日から施行する。

平成23年 8月 3日 一部改正

平成28年 7月26日 一部改正

令和 2年 8月26日 一部改正

令和 3年 8月31日 一部改正

令和 4年 8月30日 一部改正

# 様式 1

## 普及指導活動課題一覧（令和3年度～令和7年度）

普及指導活動課題		対象機関 (普及センター、農業経営課)
<b>1 担い手の確保・育成</b>		
1) 多様なルートからの新規就農者の確保	東讃、小豆 中讃、西讃	
2) 時代の変化に柔軟に対応する力強い担い手の確保・育成	東讃、小豆 中讃、西讃	
3) 地域を支える集落営農の推進と多様な組織の育成	東讃、小豆 中讃、西讃	
<b>2 県産農産物の安定供給</b>		
1) 米麦の生産振興	東讃、小豆 中讃、西讃	
2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
4) オリーブ産業の振興	東讃、小豆 中讃、西讃	
5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
<b>3 活力あふれる農村の振興</b>		
1) 鳥獣被害防止対策 2) 地産地消等の推進 3) 農村の活性化	東讃、小豆 中讃、西讃	
<b>4 地域プロジェクト</b>		
1) GAP等の取組による農業経営の持続性と農産物の安全性の確保	東讃、小豆 中讃、西讃	
2) 環境にやさしい農業の推進	東讃、小豆 中讃、西讃	
<b>5 重点プロジェクト</b>	農業経営課 (革新支援センター)	

様式2

外部評価調書 I (委員用)

委員名

対象機関名	
普及指導課題名	

評価の項目 (各項目とも5段階評価)	採点 (○で囲んでください)
<p><b>【緊急性・必要性】</b></p> <p>・一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。</p>	<p>5 大いに認められる</p> <p>4 認められる</p> <p>3 概ね認められる</p> <p>2 あまり認められない</p> <p>1 認められない</p>
<p><b>【普及計画の妥当性】</b></p> <p>・支援対象の選定は妥当であるか。</p> <p>・当初作成した計画は妥当であるか。</p>	<p>5 大いにある</p> <p>4 ある</p> <p>3 概ねある</p> <p>2 あまりない</p> <p>1 ない</p>
<p><b>【進捗状況・活動目標に対する達成度】</b></p> <p>・当初計画のとおり進んでいるか。</p>	<p>5 大いに進んでいる</p> <p>4 進んでいる</p> <p>3 概ね進んでいる</p> <p>2 あまり進んでいない</p> <p>1 進んでいない</p>
<p><b>【普及指導活動による成果の波及効果】</b></p> <p>・当初の見込みどおりの成果が得られそうか。</p> <p>・または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。</p>	<p>5 大いに進んでいる</p> <p>4 進んでいる</p> <p>3 概ね進んでいる</p> <p>2 あまり進んでいない</p> <p>1 進んでいない</p>
<p><b>【普及活動体制等の妥当性】</b></p> <p>・農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。</p> <p>・農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。</p>	<p>5 大いに期待できる</p> <p>4 期待できる</p> <p>3 概ね期待できる</p> <p>2 あまり期待できない</p> <p>1 期待できない</p>

コメント

--

様式3

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名			
普及指導課題名			
普及活動期間		担当者数	人
普及活動の概要			

総合評価	評価基準	
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p> <p>※2度目の評価を受ける課題においては、Aの基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。</p>	
アドバイス		
その他参考意見		
評価対象機関の考え方	(令和 年 月 日)	

様式 4

1 普及指導計画

整理番号		○○農業改良普及センター									
課題名		担当者									
課題化の背景	前年度までの実績経過										
目標・あるべき姿											
関係機関名											
関連事業名											
目標項目（目標及び実績）											
	当初目標										
	年度末実績										
令和 年度活動事項及び活動内容等（5年計画○年目）											
普及活動事項	対象者	目標項目及び現状値	当年度末到達目標	主な活動内容及び手段							

普及指導活動の進捗状況	
目標達成の見込み	
活動上問題の成果	
普及指導体制の指	※普及指導活動体制図を添付する

## 2 自己評価

評価項目	採点	コメント	採点基準
緊急性・必要性			5 高い
普及計画の妥当性			4 やや高い
進捗状況・活動目標に対する達成度			3 普通
普及指導活動による成果の波及効果			2 やや低い
普及活動体制等の妥当性			1 低い
合計（平均点）			※採点基準は様式2に準拠する。